

芦屋市霊園の使用者を常時募集します。

案内書をよく読んでお申し込みください。

<募集墓地>

○募集墓地区画数及び使用料

(令和2年9月1日時点)

種別	面積	区画数	1㎡あたり使用料(区分)	使用料(永代)
普通霊園	12.00～52.00㎡	27	150万円(12㎡以上)	1,800万～7,800万円
芝生霊園	12.00㎡	1	112万5千円	1,350万円

『常時募集墓地区画一覧表』(5～6ページ)及び『常時募集墓地区画位置図』(7ページ)をご覧ください。

なお、募集墓地については、区画番号、面積を現地に標示しています。現状で貸付けしますので、必ず現地をご確認ください。

<申込みできる方>

申込みをされる方は、次の(1)～(4)すべての項目に当てはまる必要があります。

- (1) **申込日を基準日に1年以上**継続して芦屋市内に住所(住民登録をしていること。)を有していること。
- (2) 既に、**芦屋市霊園の使用許可を受けていないこと。**
- (3) 使用許可後**1年以内に施設の使用設備(墓石、巻石等)を設置**できること。
- (4) 使用料を納付書発行後、**概ね1か月以内**に一括納入できること。

<申込受付>

申込受付期間：令和2年9月18日(金)～常時 **先着順**

芦屋市役所開庁日の午前9時から午後5時30分

(ただし、正午から午後0時45分までは除く。)

受付場所：芦屋市役所市民生活部環境課(市役所北館3階)

<申込方法>

- (1) 本案内書の内容を全て確認し、芦屋市霊園使用申込書（常時募集）に必要事項を記入、押印の上、申込みください。
- (2) 芦屋市内に住所（住民登録をしていること。）を有している住民票の閲覧について（申込書に記載箇所あり。）同意しない場合は、**世帯全員の住民票**（続柄と本籍の記載があるもの、外国人住民の方は国籍、続柄及び1年以上住民登録を有している記載があるもの。）を上記の書類に添付してください。
- (3) 『常時募集墓地区画一覧表』（5～6ページ）及び『常時募集墓地区画位置図』（7ページ）を参照の上、**いずれか希望する一つの区画番号を選んで申込みください。**
- (4) **先着順**で受付けます。ただし、同じ申込み日に複数の申込者があった場合は抽選とし、抽選日については、後日申込者へ案内します。

<申込み時の遵守事項>

- (1) 申込みは、**1世帯1墓地（区画）**とします。
- (2) **1墓地（区画）には2通以上の申込みはできません。**

なお、下記の項目にもご注意ください。

- (1) 申込書に押印漏れ等の不備や誤記のないようご注意ください。
- (2) 申込み受付後、申込んだ区画の変更はできません。
- (3) 申込者の変更は、申込者の死亡のとき以外は認められません。
- (4) 提出していただいた書類等については、返却いたしません。

<使用料の納付>

使用料を**納付書発行後、概ね1か月以内に**芦屋市の指定する金融機関で、一括でお支払いください。

<維持費の納付>

霊園の維持管理に必要な年間経費として、区画面積1㎡当たり1,220円で算出した額を毎年4月に納付していただきます。

申込みされた年度につきましては月割り相当額となります。使用料と一緒にお支払いください。

※区画面積1㎡当たり1,220円は令和2年4月現在の金額です。今後、改正される場合がありますので、ご承知おきください。

<使用許可>

使用料及び維持費が納付されていることが確認できた月の翌月1日付けで霊園使用許可書を郵送します。

<使用時の遵守事項>

墓碑の建立にあたっては、芦屋市の基準に従ってください。

詳しくはお問合わせください。特に次の(1)～(5)にご注意ください。

- (1) 墓碑の建立にあたっては原則、正面に**申込者の家名**を表示してください。
- (2) 墓碑は**申込者で建立(刻印)**してください。
- (3) 墓碑の建立は、**使用場所一墓地(区画)につき一基**です。
- (4) 墓所の中(使用許可区域内)は申込者の責任で清掃等、管理してください。
- (5) 芝生霊園は洋風墓地を設立する目的で造成したものですので、和風墳墓の造営または碑石形像類の建設は認められません。

次の項目のいずれかに該当する場合は、芦屋市霊園使用条例第14条により、霊園の使用を**取り消す**場合があります。

- (1) 許可を受けた目的以外に霊園を使用したとき。
- (2) 市長の許可なく使用权を譲渡し、又は使用場所を転貸したとき。
- (3) 他人に譲渡する目的をもって使用权を取得したと認められたとき。
- (4) 市長の命じた使用場所の施設の維持管理をせず、放任のまま5年を経過した

とき。

- (5) 許可を受けた後、目的の使用設備を設けず、1年を経過したとき。
- (6) 法令又は芦屋市霊園使用条例若しくはこれに基づく規則及び指示に違反したとき。

<使用料の還付>

芦屋市霊園使用条例第10条により既納の使用料は還付しません。

ただし、霊園の使用を許可した日から3年以内に使用場所の全部を返還したとき（使用許可の取消の場合を除く）は、使用料の7割相当額を還付します。

常時募集墓地区画一覧表

令和2年9月1日現在

(単位:円)

No.	募 集 墓 地		使用料 (永代)	維持管理費 (年間)
	区画番号	面積 (㎡)		
※ 1	12-6-0045	12.00	13,500,000	14,640
2	16-3-0004	12.00	18,000,000	14,640
3	21-1-0013	52.00	78,000,000	63,440
4	21-1-0031	30.00	45,000,000	36,600
5	24-2-0117	20.00	30,000,000	24,400
6	25-3-0005	12.00	18,000,000	14,640
7	25-3-0008	15.00	22,500,000	18,300
8	25-3-0020	12.00	18,000,000	14,640
9	25-3-0039	12.00	18,000,000	14,640
10	25-3-0042	12.00	18,000,000	14,640
11	25-3-0044	12.00	18,000,000	14,640
12	41-2-0026	21.00	31,500,000	25,620
13	41-2-0041	20.00	30,000,000	24,400
14	41-2-0050	21.00	31,500,000	25,620
15	41-3-0077	13.00	19,500,000	15,860
16	41-3-0082	12.00	18,000,000	14,640
17	43-3-0016	12.00	18,000,000	14,640
18	43-3-0020	12.00	18,000,000	14,640

	募 集 墓 地		使用料（永代）	維持管理費（年間）
	区画番号	面積（㎡）		
19	61-3-0037	12.00	18,000,000	14,640
20	61-3-0044	14.00	21,000,000	17,080
21	61-3-0057	12.00	18,000,000	14,640
22	61-3-0067	14.00	21,000,000	17,080
23	61-3-0087	12.00	18,000,000	14,640
24	61-3-0114	12.00	18,000,000	14,640
25	62-2-0033	22.00	33,000,000	26,840
26	62-2-0051	20.00	30,000,000	24,400
27	63-3-0200	12.00	18,000,000	14,640
28	64-3-0018	12.00	18,000,000	14,640

※印の墓地は芝生墓地です

芝生霊園は洋風墓地を設立する目的で造成したものですので、和風墳墓の造営または碑石形像類の建設は認められません。

全て再貸付墓地です。

再貸付墓地は、霊園使用者（霊園の使用許可を受けた者）が使用しなくなったため、市に返還された墓地です。

現在使用中の 12 ㎡以上の墓地（区画）が返還された場合には、募集墓地区画に随時加えます。

また、既にお申込みがあった区画にはお申込みできませんので、事前に環境課にご確認ください。

芦屋市霊園使用者

常時募集墓地区画位置図

(令和2年9月1日現在)

